

兵庫県公報

令和元年10月1日 火曜日 第45号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 危険物取扱者試験の実施（消防課）	2
○ 騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分に係る詳細の変更（水大気課）	3
○ 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の区分に係る詳細の変更（同）	3
○ 振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分に係る詳細の変更（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（港湾課）	6
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	6
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	7
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 落札者等の公示（管理課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
教育委員会告示	
○ 有形文化財の登録	11

告 示

兵庫県告示第435号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社

映 画	魔性尻 おまえが欲しい	オーピー映画
同	童貞幽霊 あの世の果てでイキまくれ!	オーピー映画
同	やらせる詐欺の女 甘い誘惑	新東宝映画
同	スペース・エロス 乳からのメッセージ	オーピー映画



兵庫県告示第436号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

令和元年12月8日（日） 神戸市、姫路市、加古川市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市
 同 月15日（日） 西宮市

甲種危険物取扱者試験	午後1時15分から午後3時45分まで
乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験	午後1時15分から午後3時15分まで
乙種第4類危険物取扱者試験	午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで
丙種危険物取扱者試験	午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1—63
姫路	姫路獨協大学	姫路市上大野7丁目2—1
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6—42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902—4
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660—5
丹波篠山	県立篠山産業高等学校	丹波篠山市郡家403—1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8—65

3 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 申請方法

受付期間内に受験願書を一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部に申請する。

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局・県民センターにおいて、令和元年9月末から配布している。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

令和元年11月1日（金）から同月11日（月）まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること（土曜日、日曜日及び祝

令和元年9月2日から令和2年2月28日まで

3 作業地域

神戸市、西宮市、芦屋市及び宝塚市の各一部



兵庫県告示第441号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和元年10月1日から令和2年2月28日まで

3 作業地域

揖保川水系直轄管理区間及び沿川（姫路市、宍粟市、たつの市及び太子町の各一部）



兵庫県告示第442号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和元年8月26日から同年12月12日まで

3 作業地域

豊岡市日高町佐田地内



兵庫県告示第443号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和元年8月22日から令和2年2月17日まで

3 作業地域

宍粟市一宮町百千家満地内



兵庫県告示第444号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和元年9月6日から同年12月14日まで

3 作業地域

宍粟市一宮町三方町地内



兵庫県告示第445号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和元年9月9日から同年10月31日まで

3 作業地域

佐用町早瀬地内



兵庫県告示第446号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南あわじ市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（ほ場整備）

2 作業期間

令和元年9月30日から令和2年2月28日まで

3 作業地域

南あわじ市野田地内



兵庫県告示第447号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル1000））

2 作業期間

令和元年9月17日から令和2年3月27日まで

3 作業地域

たつの市全域



兵庫県告示第448号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量及び航空写真撮影）

2 作業期間

平成30年12月18日から令和元年8月30日まで

3 作業地域

加古川水系直轄管理区間及び沿川（加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市及び加東市の各一部）



兵庫県告示第449号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定に基づき、国際拠点港湾姫路港に係る放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり指定し、令和元年10月15日から施行する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び中播磨県民センター姫路港管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年10月1日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 放置等を禁止する区域

昭和38年兵庫県告示第365号で指定した港湾区域のうち、次の各点で囲まれた区域で、次の図で示す範囲（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県県土整備部土木局港湾課及び中播磨県民センター姫路港管理事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- (1) イ点 姫路市大塩町字板2164番2地先
ロ点 同 市大塩町字外六段2116番2地先
ハ点 同 市大塩町字東天保2138番2地先
ニ点 同 市大塩町字西天保2142番2地先
- (2) イ点 姫路市的形町的形字東泊山2022番2地先
ロ点 同 市的形町的形字新浜1860番5地先
ハ点 同 市的形町的形字相生浜1920番地先
ニ点 同 市的形町的形字磯1923番地先
- (3) イ点 姫路市的形町福泊字西町347番3地先
ロ点 同 市的形町福泊字沖濱488番2地先
ハ点 同 市的形町福泊字沖濱492番4地先
ニ点 同 市的形町福泊字西町336番地先

2 放置等を禁止する物件

船舶、係留のために用いる物件



兵庫県告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送により縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画道路

3.4.188号尼崎伊丹線

2 都市計画を変更する土地の区域

尼崎市御園町、開明町1丁目、西本町1丁目

3 都市計画の案の縦覧期間

令和元年10月1日から同月15日まで

4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び尼崎市都市整備局土木部道路整備担当



兵庫県告示第451号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和元年10月1日

阪神北県民局長 坂本 哲也

1 重要調整池の所在地

三田市三輪字大道平1301番外4筆

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
丸山工務店株式会社	神戸市垂水区名谷町2267番1	丸山 生朗

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 やしろショッピングパーク

所在地 加東市社字柿ヶ坪1128-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

やしろ商業開発株式会社	加東市社1126番地の1	山内 政光
-------------	--------------	-------

上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷 隆平
----------	-------------------	-------

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

やしろ商業開発株式会社	加東市社1126番地の1	田村 光
-------------	--------------	------

上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中嶋 克彦
----------	-------------------	-------

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

やしろ商業開発株式会社	加東市社1126番地の1	山内 政光
-------------	--------------	-------

上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷 隆平
----------	-------------------	-------

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
-------------	-----------------	-------

株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	加賀 純一
--------	-----------------	-------

上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中嶋克彦
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	井出武美
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	澤田将広
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷隆平

4 変更年月日

令和元年6月27日ほか

5 届出年月日

令和元年8月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年10月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年2月3日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン姫路店

所在地 姫路市飾磨区今在家1416-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社エディオン

住所 広島市中区紙屋町二丁目1番18号

代表者の氏名 久保允誉

3 変更事項

(1) 荷さばき施設の位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

(2) 廃棄物等の保管施設の位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社エディオン	午前10時	午後9時45分

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社エディオン 未定	午前10時 午前9時	午後9時45分 翌午前0時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前9時45分から午後10時まで

イ 変更後

午前8時30分から翌午前0時30分まで

4 変更年月日

令和2年4月2日ほか

5 届出年月日

令和元年8月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和元年10月1日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年2月3日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和元年10月1日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 落札に係る物品の名称及び数量

平成31年度(下半期)用品単価契約【PPC用紙(B4、A3、A4)】

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和元年9月2日

4 落札者の名称及び住所

永井産業株式会社神戸支店 神戸市東灘区魚崎浜町27-21

5 契約単価(税抜)

B4 2,160円

A3 1,728円

A4 1,450円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和元年7月23日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市荒井町千鳥一丁目2751番18の一部（1工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市荒井町千鳥一丁目1番1号
高砂市長 登 幸 人
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年9月10日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-2-3号（30高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市中島二丁目503番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市西神吉町宮前821番地の101
株式会社シンメン不動産 代表取締役 新 免 博 昭
- 3 許可年月日及び許可番号
平成31年1月15日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-28号（30高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市曾根町字松東657番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市平岡町新在家117番地
昭和住宅株式会社 代表取締役 湖 中 正 泰
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年8月22日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-8-2号（31高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡字前條650番2、652番1の一部、676番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
小野市王子町868番地の1
有限会社ネットハウジング 代表取締役 宮 下 源一朗
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年7月24日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-21-2号（30稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年10月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡三丁目36番8、36番16、36番18から36番23まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
小野市王子町868番地の1
有限会社ネットハウジング 代表取締役 宮 下 源一朗
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年8月6日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-22-2号（30稲美）

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第2号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第19条の2第1項の規定により、令和元年9月5日付けで次のものを文化財登録原簿に登録した。

令和元年10月1日

兵庫県教育委員会
教育長 西 上 三 鶴

種 別	文化財の名称	員 数	所 在 地	所 有 者 (管 理 者)
登録有形文化財 建 造 物	青野原俘虜収容所将校用風呂棟	1 棟	加西市青野ヶ原町192番2	浅 田 勝 利 (青野原俘虜収容所保存会)